

## 4-2 耐震化促進のための支援制度

本町では、住宅の無料耐震診断及び耐震改修の実施に対する補助や、税制上の優遇措置など以下に示す支援施策により、住宅の耐震化の促進を図っていきます。

### 1. 耐震診断・耐震改修に係る補助・助成制度

本町では、これまで木造住宅の耐震診断・耐震改修に対する以下の補助制度により、住宅の耐震化を支援しています。今後もこれらの支援を継続し、住宅の耐震化を促進します。

また、よりきめ細やかに耐震化を促進するため、これらの支援の拡充を検討するとともに、国や県の動向等に応じて、新たな補助制度の創設についても検討していきます。

表 本町における現在の無料耐震診断及び耐震改修費補助（平成31年4月現在）

無料耐震診断	対象となる建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に建築または工事着工された住宅</li> <li>・住宅（1戸建て、長屋、共同住宅）</li> <li>・平屋建て又は二階建ての在来軸組構法又は伝統構法の木造住宅</li> </ul>
耐震改修費補助	対象となる建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無料耐震診断を受けた建築物</li> </ul>
	対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判定値1.0未満の木造住宅を判定値1.0以上にする改修工事で、判定値0.3を加算した数値以上の工事をする場合の改修工事</li> </ul>
	補助金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上限100万円</li> </ul>
段階的耐震改修費補助	対象となる建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅</li> <li>・「改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアル」による判定値が0.4以下又は「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点が40点以下の住宅</li> </ul>
	対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【一段目耐震改修工事】判定値0.4以下と診断された住宅について、判定値を1.0以上とする補強計画に基づき、その一部を工事することにより、判定値を0.7以上1.0未満とする改修工事</li> <li>・【二段目耐震改修工事】一段目耐震改修工事後、判定値を1.0以上とする工事を行う場合</li> </ul>
	補助金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【一段目耐震改修工事】上限60万円</li> <li>・【二段目耐震改修工事】上限40万円</li> </ul>
木造住宅耐震シェルター等整備費補助	対象となる建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無料耐震診断を受けた建築物</li> </ul>
	対象となる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判定値1.0未満の木造住宅に要綱で定めるシェルター等を設置する場合</li> </ul>
	補助金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上限30万円</li> </ul>
木造住宅除却費補助	対象となる住宅	<p>以下の条件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法または伝統構法による木造住宅</li> <li>・大口町が実施する無料耐震診断の結果、判定値1.0未満又は一般社団法人愛知県建築住宅センターが実施する木造住宅耐震診断において得点が80点以下と診断された旧基準木造住宅で、補助金を申請する年度の前年度までに木造住宅耐震診断を実施していること。</li> <li>・過去に大口町木造住宅耐震改修費補助金、大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金及び大口町木造住宅耐震シェルター整備費補助金の交付を受けたことがない住宅</li> </ul>
	補助対象となる工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる住宅の部分を含む1棟すべてを解体、運搬、処分する工事で、大口町内に事務所を有する事業者が行う工事とする。ただし、建設リサイクル法に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施する者に限る。</li> </ul>
	補助金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上限40万円</li> </ul>

ブロック塀等の無料診断	対象となる ブロック塀等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塀が大口町内にある</li> <li>・塀が道路等に面している</li> <li>・塀の高さ・長さがそれぞれ1メートル以上ある</li> <li>・塀がコンクリートブロック造またはレンガ・大谷石などの組積造である</li> </ul>
ブロック塀等の撤去費補助	対象となる ブロック塀等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック塀診断士（有資格者）等によるブロック塀等の無料診断の結果、撤去などの必要性があると診断されたもの</li> </ul>
	補助対象となる工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、ブロック塀等の全部を撤去する工事</li> <li>※一部を撤去することで安全性を確保できる場合は、高さが1m未満とする工事</li> <li>※撤去後再度ブロック塀等を設置される場合は、必ず建築基準法施行令に規定する基準及び町が定めた基準に適合するブロック塀等にする</li> </ul>
	補助金額	<p>以下の(1)または(2)のうち、いずれか少ない額に2分の1を乗じて得た金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ブロック塀等の全部又は一部の撤去工事に要する費用</li> <li>(2) ブロック塀等の長さの延長に1m当たり1万円を乗じて得た金額</li> </ul> <p>※限度額は10万円（千円未満の端数は切り捨て）</p>

出典：大口町ホームページ

※ブロック塀等の無料診断及び撤去費補助対象となる道路は、住宅や事業所等から大口町地域防災計画に掲げる緊急避難場所や指定避難所等へ至る経路とする。